

「令和８年度一般廃棄物収集運搬業許可業者代表者研修及び従事者研修業務」 に係る委託仕様書

1 委託業務名

令和８年度一般廃棄物収集運搬業許可業者代表者研修及び従事者研修業務

2 業務期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

3 業務の目的

事業所やマンション等から排出される一般廃棄物を収集運搬する、公的な役割を担う一般廃棄物収集運搬業許可業者の代表者及び従事者を対象に、当該業務の適切な遂行についての知識や技術など、能力向上を図ることを目的とした研修であり、次のような視点を踏まえて実施するものである。

(1) 代表者研修

『コンプライアンスの重要性と危機管理体制の確保について』

廃棄物処理業は、地域の生活環境や公衆衛生を支える社会インフラとして重要な役割を担っており、事業継続の前提条件として、法令遵守と社会的信頼の確保が重要となっている。一方で、人材不足・働き方の多様化が進む中、従業員管理、顧客対応、事故・トラブル発生時の初動対応に加え、ハラスメントへの対応などや企業に求められるコンプライアンスの範囲は年々拡大している。また、経営者や役員には、法的責任を理解したうえで適切なガバナンスを構築し、組織全体でコンプライアンス意識を醸成することが求められている。

そのため、本研修では「コンプライアンスの重要性と危機管理体制の確保」をテーマとし、社内ガバナンスの強化をはじめ、法令遵守体制の構築、ハラスメントの未然防止及び発生時の適切な対応、事故や不祥事発生時の危機管理体制の整備など、経営者が果たすべき責任や実務上の留意点を学ぶとともに、コンプライアンス違反や各種トラブルを未然に防ぎ、従業員からも地域社会からも信頼される組織づくりを目指す内容とする。

(2) 従事者研修

一般廃棄物等の収集・運搬の現場で課題となる以下の３つのテーマに対して研修を行い、従業員自身の規範意識といのちとくらしを守る大切さを醸成することを目指す（以下の研修資料については、京都市において制作を行う）。

○ 廃棄物の再資源化と処理の流れ（環境・資源循環）

本研修では、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及びマンション系廃棄物の区分や処理の流れを理解するとともに、資源物の分別方法、リサイクルの仕組み、食品ロス削減やプラスチック資源循環など最新の環境動向について学ぶ。また、排出者への啓発や分別指導に必要な知識の習得を図る。

○ 京都市のルールと適正排出指導（法令遵守・実務）

本研修では、法令及び京都市独自のルールを遵守しながら適正な収集運搬業務を行うことが求められている許可業者の従事者に対し、京都市の排出ルール、クリーンセンターの搬入ルール、許可業者必携ハンドブックの内容を確認する

とともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、収集運搬における注意事項、違反事例や行政指導事例について学ぶ。また、実際に多く見られる誤分別や不適正排出の事例を通じて、排出事業者やマンション管理者等へ適切な説明や指導が行える能力の向上を図る。

○ 安全対策について（リチウムイオン電池火災対策・安全運転）

本研修では、近年課題となっているリチウムイオン電池の概要や業務時の安全対策など、また、交通事故により重大な事故に繋がるおそれのあるパッカー車等の安全運転等について理解を深める。

4 業務の概要

(1) 研修の企画・実施

ア 代表者研修の企画

イ 代表者研修の実施、従事者研修の実施及びそれらに関する技術的支援

○ 実施する業務内容

（代表者研修）

- ・研修講師の選定、研修動画及び研修テキストの制作

（従事者研修）

- ・研修動画の制作

※ 従事者研修の講師及び研修テキストの制作については本市が対応

- ・研修テキスト制作に関する支援（資料の補正程度）

（両研修共通）

- ・制作した本研修動画のDVDへの書き込み
- ・制作した本研修動画のインターネット上での配信
- ・本研修資料（研修テキスト、研修用DVD等）の各許可業者（73業者）への送付
- ・本研修受講者からの研修受講後の質問に対する回答の対応
（受講者とのやり取りは、本市を通じて行うものとする。）

○ 受講者数

代表者研修 73名程度

従事者研修 390名程度

○ 受講時間（代表者研修、従事者研修共通）

（代表者研修）

50～60分程度（研修動画の視聴以外に、受講者が研修課題に取り組む時間を含む。）

なお、上記の時間とは別に、別途従事者研修で予定している内容の一部を研修内容に含める場合がある。

（従事者研修）

15～20分程度×3テーマを想定

(2) 研修方法

- ・研修動画をDVD又はインターネットにより受講させる方式で実施
- ・講義中に受講者が設問に回答する演習など、聴講するだけにならないような工夫を取り入れること。

(3) 研修受講日

令和8年11月24日（火）～令和9年1月8日（金）

（各受講者の都合のよい時間に受講させる。）

(4) 受講場所

各許可業者の事務所、代表者・従事者の自宅等の任意の場所

(5) その他

ア 本研修に使用する備品（パソコン、DVDプレイヤー等）は、各受講者で用意する。

イ 本研修を受講する際に発生する経費（電気代、通信料）は、各受講者の負担とする。

ウ 本件業務の履行に伴い発生する経費（人件費、交通費、本研修テキスト並びに動画の制作費、本研修テキストの印刷費、本研修用DVDの作成費、インターネットを通じて本研修動画を対象の受講者に視聴させるためのシステム等の使用料、各許可業者（73業者）への本研修資料（研修テキスト、研修用DVD等）の配送料及び研修終了後に本市から受託者へ返却するDVDの配送料等）は、受託者の負担とする。

エ 従事者研修動画について、本市ホームページ等で公開できるように編集し、動画データを納品すること。なお、本業務において作成した動画その他の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとする。

5 留意事項

(1) 本件業務の履行に当たっては、適宜、本市と協議すること。

(2) 業務の進捗状況については、随時、本市に報告し、指示を受けること。

(3) 業務の遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。